



保総発第0404001号
保国発第0404004号
平成20年4月4日

都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿
都道府県国民健康保険主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局総務課



厚生労働省保険局国民健康保険課



年金からの長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料及び 国民健康保険料（税）の支払いに関するQ&A等について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）及び国民健康保険制度においては、年金から保険料（長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料又は国民健康保険料（税）のこと）を徴収する仕組みが導入され、原則として、4月支払分の年金から徴収が開始されることになります。

この実施に当たっての被保険者の方々等からの照会対応における留意事項については、3月28日付で「年金からの後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の徴収に係る照会への対応について」を発出し、貴管内市区町村に対する指導・助言等をお願いしているところですが、このたび、具体的な被保険者の方々等からの照会対応用として、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については別添1、国民健康保険制度においては別添2のとおり、Q&Aを作成いたしました。あわせて、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の趣旨を簡潔にまとめた資料と制度全般に関するQ&Aを別添3のとおり作成いたしましたので、貴管内市町村への配布等ご活用ください。

また、年金からの保険料（税）の支払に関する広報につきましては、これまで各市区町

村において被保険者の方々等への周知にご尽力いただいているところですが、実際に4月の年金支払日が間近に迫って参りましたので、貴管内市町村において、被保険者の方々等へのあらためての周知をお願いいたします。なお、別添4として、4月支払分の年金から徴収を開始する市町村向けの広報案を添付いたしますので、4月の広報誌への掲載や町内会での配布等、適宜ご活用ください。

<添付資料>

(別添1)

- ・年金からの保険料支払いに関するQ & A (長寿医療制度 (後期高齢者医療制度))

(別添2)

- ・年金からの保険料支払いに関するQ & A (国民健康保険)

(別添3)

- ・「“長寿医療制度”が始まりました」(制度趣旨説明資料)

- ・「長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)について」(Q & A)

(別添4)

- ・広報案 (4月支払分の年金から徴収を開始する市町村向け)

年金からの保険料支払いに関するQ & A

(長寿医療制度（後期高齢者医療制度）)

Q 1 なぜ保険料を年金から支払わなければならないのか。

Q 2 市区町村によって、年金からの保険料支払いを実施する所と
しない所があるが、どういうことなのか。

Q 3 同じ市区町村に住んでいるのに、年金から保険料を差し引か
れる人と差し引かれない人がいるが、どういうことなのか。

Q 4 保険料は、どのように計算されるのか。

Q 5 保険料は、これまでよりも高くなっているのではないか。

Q 6 年金から保険料をこんなに引かれると、生活ができない。
どうしたらしいのか。

Q 7 昨今の年金記録の問題で、年金がまともに支払われないのに、
保険料だけは差し引くというのは問題ではないか。

年金からの保険料支払いに関するQ & A（長寿医療制度（後期高齢者医療制度））

問1 なぜ保険料を年金から支払わなければならないのか。

(答)

- 1 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、高齢者の方お一人おひとりに、それぞれの所得に応じて、公平に、保険料を負担していただくこととしており、皆、何らかの方法で、保険料をお支払いいただく必要があります。
- 2 したがって、年金からお支払いいただくかどうかというは支払方法の問題であり、年金から保険料を支払うこととならない方であっても、保険料を納付する必要があり、納付書や口座振替等により、個別に保険料を支払っていただかなければなりません。
- 3 この保険料を年金からお支払いいただく仕組みは、
 - ① 高齢者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすること
 - ② 保険料を確実に納めていただくことによって、助け合いの仕組みである医療制度に加入する他の方々の保険料の負担が増すことのないようにすること
 - ③ 保険料の徴収に係る行政の余分なコストを省くことを趣旨として設けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

問2 市区町村によって、年金からの保険料支払いを実施する所としない所があるが、どういうことなのか。

(答)

- 1 市区町村は、原則として、4月から、年金から保険料をお支払いいただくことになっています。
- 2 しかしながら、市区町村によっては、高齢者の方々の数が極めて少ないといった理由や、保険料を徴収するシステムの改修にもう少し時間がかかるといった理由から、市区町村の判断により、年金から保険料をお支払いいただくことを9月までは行わず、10月から実施する所もあります。
- 3 ただし、こうした取扱いは、法律に基づき、あくまでも例外的に認められているものです。
- 4 なお、1年間にお支払いいただく保険料額は、年金からお支払いいただくかどうかで変わるものではありません。

問3 同じ市町村に住んでいるのに、年金から保険料を差し引かれる人と差し引かれない人がいるが、どういうことなのか。

(答)

- 1 年金から保険料をお支払いいただく対象となるのは、年金額が年額18万円以上の方であって、介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない方です。
- 2 これまで、国民健康保険に加入されていた方で、これらの要件に該当する方については、4月に支払われる年金からお支払いいただくことになります。
- 3 しかしながら、これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方については、初めて保険料をご負担いただくことになりますので、急に負担が増えることのないよう、特例措置を講じています。これにより、平成20年4月から9月までは保険料の負担がなく、また、4月に支払われる年金からはお支払いいただかず、原則、10月に支払われる年金からお支払いいただくこととしています。
また、被用者保険の被保険者本人の方についても、事前に被扶養者の方と区別することができませんので、4月に支払われる年金からは保険料をお支払いいただかず、原則、平成20年7月からは納付書等により、金融機関等の窓口でお支払いいただき、平成20年10月からは年金から、保険料をお支払いいただくこととしています。
- 4 なお、制度の施行直前に被用者保険の被扶養者となった方については、既に年金保険者への保険料徴収の依頼が行われていますので、一旦、4月に支払われる年金からお支払いいただきますが、8月には中止され、お支払いいただいた額のうち平成20年度の保険料額を超えた分については還付いたします。
- 5 なお、年金からのお支払いが、4月からの方と10月からの方とで同じ所得の方であれば、原則として、同じ保険料となっており、保険料の額に有利、不利はありません。

問4 保険料は、どのように計算されるのか。

(答)

- 1 保険料は、年金だけで決まるわけではなく、他の所得も含めた全体の所得に応じて決められます。
- 2 保険料は、被保険者の方に人数割でご負担いただく部分（被保険者均等割）と、その方の所得に応じてご負担いただく部分（所得割）の合計額になります。
- 3 被保険者均等割は、〇円です（が、所得の低い世帯に属する方の場合は、（7割、5割、2割）軽減され、〇円となります。）
- 4 所得割は、ご本人の基礎控除後の所得に一定の率（所得割率）を掛けた額として算定され、〇円です。
(具体的には、年金収入が〇円ですので、年金収入〇円－公的年金等控除〇円－基礎控除33万円=〇円に、所得割率〇%を掛け、〇円となります。)

※ システム端末において、保険料の画面を出しながら、丁寧に説明してください。

問5 保険料は、これまでよりも高くなっているのではないか。

→これまでどの医療保険に加入していましたか？

→①国保に加入していた。

→これまで保険料を支払っていましたか？

→支払っていなかった。(世帯主ではない場合)

(答) ご自身は支払っていなかったとしても、ご自身の人数や所得、資産も保険料の計算には含まれており、世帯主の方が、同じ世帯内で国保に加入している方の分をまとめて支払っていましたので、基本的に、これまで世帯主の方に納付していただいていた保険料がご自身の保険料に振り替わっているものです。

→支払っていた。(世帯主の場合)

(答) これまで、(被保険者均等割〇円、世帯別平等割〇円、所得割〇%、資産割〇%) の合計額 (〇円) をご負担いただきました。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、被保険者均等割と所得割の合計額となります。（国保と比べると、（世帯別平等割、資産割）がなくなり、その分は軽減されます（なので、国民健康保険料に比べて軽減されます。）（が、所得割の率が国民健康保険に比べて高いため、所得の高い方は、結果として、国民健康保険料に比べて高くなる場合があります。））

※個々の市区町村ごとに傾向を分析し、個別に答えられるようお願いします。

→ ②被用者保険の被保険者だった。

(答) これまで、給料に応じて設定された標準報酬に、各保険者（社会保険庁、健保組合、共済組合）で設定した保険料率を掛けた額をお支払いいただきました。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、事業主負担がなくなり、人数割である被保険者均等割が導入されます。所得割については、ご本人の基礎控除後の所得に一定の率を掛けた額となります。今までの保険料は事業主と折半していましたが、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では事業主負担がなくなるため、保険料の負担が増える場合があります。しかしながら、75歳以上の方については、公平に同じ基準でご負担いただくこととなりますので、ご理解をお願いします。

→ ③被用者保険の被扶養者だった。

(答) これまで、保険料をご負担いただいておりませんでしたが、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、新たに保険料を負担していただくことになります。

ただし、急に負担が増えることのないよう、特別措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から翌年3月までは本来の保険料の9割軽減し、1割の負担となりますので、年額〇円で、月額で〇円となります。その後1年間は半額の負担となりますので、年額で〇円、月額で〇円となります。

これまであなたと同じ所得で国民健康保険に入っていた方は、その方の保険料をご負担いただいていました。新しい制度では、お一人おひとりの所得に応じて、公平にご負担いただくこととするため、同じ都道府県内で、同じ所得であれば、同じ保険料をご負担いただく仕組みとなりますので、ご理解をお願いいたします。

問6 年金から保険料をこんなに引かれると、生活ができない。どうしたらいいのか。

(答)

1 今回お支払いいただく保険料は、平成18年の所得に基づく見込額を基に計算しており、2ヶ月ごとに支払われる年金からお支払いいただく保険料の額は、2ヶ月分に相当する額となります。なお、6月以降になると、新しい平成19年所得がわかりますので、平成19年所得が18年所得に比べて低くなれば、その分、保険料の額が今の額よりも下がることもあります。

その場合は、一年間分の保険料から半年間にお支払いいただいた保険料を差し引くこととしていますので、10月からお支払いいただく保険料が下がることになります。

2 また、長期の入院で働けない方、事業の失敗をされた方、災害にあった方や、年金額が低く生活にお困りの方については、保険料を支払えない特別の事情がある方として、保険料の減免制度が適用される場合もありますので、〇〇課の窓口までご相談ください。

問7 昨今の年金記録の問題で、年金がまともに支払われないのに、保険料だけは差し引くというのは問題ではないか。

- 1 現在、公的年金（国民年金・厚生年金）の加入・納付記録に関し、住民の皆様に多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることにつきまして、社会保険庁が深くお詫びするとともに、正しい年金が支払われるよう、政府を挙げて全力で解決に向けて取り組んでいると承知しております。
- 2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料の年金からの徴収は、あくまで、被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすることなど、被保険者の皆様への配慮という観点から行うものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

*参考（具体的な社会保険庁での取組みについて）

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録について、平成19年11月からコンピュータによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、昨年12月から平成20年3月までの間に「ねんきん特別便」をお届けしております。

さらに、名寄せに該当しなかった年金受給者・被保険者の方には、平成20年4月から10月までの間に、順次、加入履歴のお知らせをお送りし、ご家庭で皆様の年金記録を確認していただけるようにしております。

また、「ねんきん特別便」のほかに、各都道府県に総務省が「年金記録確認第三者委員会」を設置しており、年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていない事例について、御本人の立場に立って、申立てを十分にくみ取り、記録訂正に関して公正な判断を示すなど、現在、社会保険庁を始め、政府を挙げて問題の解決に取り組んでおります。

年金からの保険料(税)支払いに関するQ & A

(国民健康保険関係)

- Q 1 なぜ保険料(税)を年金から支払わなければならないのか。
- Q 2 市区町村によって、年金からの保険料(税)支払いを実施する所としない所があるが、どういうことなのか。
- Q 3 同じ市区町村に住んでいるのに、年金から保険料(税)を差し引かれる人と差し引かれない人がいるが、どういうことなのか。
- Q 4 4月から社会保険に加入し、国民健康保険から外れたのだが、4月分の年金から国民健康保険料(税)が徴収されていた。どういうことか。
- Q 5 これまで、夫婦で国民健康保険に加入していたが、4月から配偶者が国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移った。4月分の年金から国民健康保険の保険料(税)が差し引かれていたが、配偶者が抜けた後の国民健康保険の保険料(税)はどうなるのか。
- Q 6 年金から徴収された保険料(税)が、これまでより高くなっているが、どうなっているのか。
- Q 7 年金から保険料(税)をこんなに引かれると、生活ができない。どうしたらしいのか。
- Q 8 昨今の年金記録の問題で、年金がまともに支払われないのに、保険料(税)だけは差し引くというのは問題ではないか。

年金からの保険料(税)支払いに関するQ & A（国民健康保険）

問1 なぜ保険料(税)を年金から支払わなければならないのか。

(答)

- 1 これまで、国民健康保険の保険料又は保険税（以下「保険料(税)」という。）は、被保険者の皆様に納付書や口座振替等の方法により、お支払いいただいておりましたが、平成20年4月より、65歳から74歳までの国民健康保険に加入している世帯の世帯主の方が受給されている年金から保険料(税)をお支払いいただく仕組みを新たに設けることとなりました。
- 2 この保険料(税)を年金からお支払いいただく仕組みは、
 - ① 被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすること
 - ② 保険料(税)を確実に納めていただくことによって、助け合いの仕組みである保険に加入する他の方々の保険料(税)の負担が増すことのないようにすること
 - ③ 保険料(税)の徴収に係る行政の余分なコストを省くことを趣旨として設けておりますので、ご理解いただきたいと思います。

問2 市区町村によって、年金からの保険料(税)支払いを実施する所としない所があるが、どういうことなのか。

(答)

- 1 市区町村は、原則として、4月より、保険料(税)を年金からお支払いいただく仕組みを導入することになっています。
- 2 しかしながら、市区町村によっては、保険料(税)を徴収するシステムの改修にもう少し時間がかかるなどといった理由から、市区町村の判断により、年金から保険料(税)をお支払いいただく仕組みを、10月やそれ以降から実施する所もあります。
- 3 さらに、国民健康保険では、市区町村の判断により、「被保険者数が少ない」、「すでに保険料(税)の収納率が十分高い」などの場合には、年金から保険料(税)をお支払いいただく仕組みを導入しないことができるようになっております。
- 4 ただし、こうした取扱いは、法律に基づき、あくまでも例外的に認められているものです。
- 5 なお、1年間にお支払いいただく保険料(税)額は、年金からお支払いいただくかどうかで変わるものではありません。

問3 同じ市区町村に住んでいるのに、年金から保険料(税)を差し引かれる人と差し引かれない人がいるが、どういうことなのか。

(答)

1 国民健康保険では、若い方の保険料(税)が年金から差し引かれることのないよう、世帯内の国民健康保険の被保険者が、世帯主も含め65歳から74歳までだけの世帯の世帯主の方に年金からお支払いいただくこととしています。世帯内に65歳未満の国民健康保険の被保険者の方が1人でもいる場合には、年金からはお支払いいただきません。

(同じ世帯に長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者である75歳以上の方がいる場合や、65歳未満の方がいても、その全員が会社の健康保険に加入している場合は、年金からのお支払いの対象になります。)

2 このうち、対象となる世帯主の方は、

- ① 年金額が年額18万円以上の方で、
- ② 介護保険料と国民健康保険料(税)を合わせた額が年金額の2分の1を超えない方です。

3 さらには、市区町村の判断で、「口座振替による保険料(税)の納付を続けていて、滞納がない方」や「年度内に75歳になる方で、切り替え手続きに手間がかかるため、普通徴収のほうが適当と判断される方」などは、年金からのお支払いの対象としないこともできることになっております。

※ 個々の市区町村の判断に応じて、丁寧に説明してください。

問4 4月から社会保険に加入し、国民健康保険から外れたのだが、4月分の年金から国民健康保険料(税)が徴収されていた。どういうことか。

- 1 4月に支払われる年金からの保険料(税)のお支払いについては、既に市区町村から年金保険者に対して、依頼をさせていただいております。
- 2 年金保険者への依頼後、お問い合わせのような被保険者の皆様のご事情などにより、年金からのお支払いの対象ではなくなった場合、市町村から速やかに年金保険者に徴収の中止の依頼を行うことになっておりますが、対象から除外する事務にどうしても一定の時間がかかりますので、4月に支払われる年金からのお支払いを止めることはできませんでした。
- 3 お支払いいただきすぎた保険料(税)につきましては、速やかに還付手続きを行いますので、○○課(係)の窓口にご相談ください。

問5 これまで、夫婦で国民健康保険に加入していたが、4月から配偶者が国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移った。4月分の年金から国民健康保険の保険料(税)が差し引かれていたが、配偶者が抜けた後の国民健康保険の保険料(税)はどうなるのか。

(参考) 高齢夫婦世帯の制度導入後の姿

① 夫75歳未満（世帯主・国民健康保険）、妻75歳以上（長寿医療制度（後期高齢者医療制度））と設定した場合

→ 世帯主である夫のみ国民健康保険に加入しているため、65歳以上の場合は、年金からの徴収の対象となる。

② 夫75歳以上（世帯主・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）、妻75歳未満（国民健康保険）と設定した場合

→ 夫は世帯主だが、国民健康保険の被保険者ではないため、国民健康保険の保険料(税)は年金からの徴収の対象とならない。別途、本人の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料が年金からの徴収の対象となる場合がある。

※問い合わせがくるのは、主として①のケースと考えられる。

(答1) ①のケースの照会の場合

1 配偶者の方が75歳以上の場合、配偶者の方は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になりますので、配偶者ご自身の所得に応じた保険料をお支払いいただくこととなります。

2 あなた様ご自身は、国民健康保険の被保険者のままでして、保険料(税)は、ご自身の所得に応じて、お支払いいただくこととなり、65歳から74歳までの世帯主としてご自身だけが国民健康保険に加入しているのであれば、年金からのお支払いの対象となります。

3 国民健康保険の保険料(税)については、所得の低い方々を対象に、世帯の人数や所得に応じた軽減の仕組みを設けており、過大な負担とならないよう配慮しているところですが、これまで国民健康保険に加入されていた方が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移ることによって、軽減措置が受けられなくなり、急にご負担が増えることのないよう、世帯構成や世帯の皆様の所得が変わらなければ、従来と同様に軽減をおこなえるよう、配慮しているところです。

4 なお、配偶者の方が、年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない場合は、別途配偶者の方の年金から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料をお支払いいただくこととなります。

（答2）②のケースの照会の場合

- 1 ご自身が75歳以上の場合には、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になりますので、ご自身の所得に応じた保険料をお支払いいただくこととなります。この場合、ご自身が、年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない場合は、別途ご自身の年金から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料をお支払いいただくこととなります。
- 2 一方、配偶者の方は、国民健康保険の被保険者のままでして、保険料(税)は、配偶者ご自身の所得に応じて、世帯の世帯主であるあなた様ご自身にお支払いいただくこととなります。この場合、ご自身は国民健康保険の被保険者ではないため、配偶者の方の分の国民健康保険の保険料(税)については、年金からのお支払いの対象となりませんので、納付書や口座振替の方法によりお支払いいただくこととなります。
- 3 なお、国民健康保険の保険料(税)については、所得の低い方々を対象に、世帯の人数や所得に応じた軽減の仕組みを設けており、過大な負担とならないよう配慮しているところですが、これまで国民健康保険に加入されていた方が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移ることによって、軽減措置がうけられなくなり、急にご負担が増えることのないよう、世帯構成や世帯の皆様の所得が変わらなければ、従来と同様に軽減をおこなえるよう、配慮しているところです。

問6 年金から徴収された保険料(税)が、これまでより高くなっているが、どうなっているのか。

1 平成20年4月、6月、8月分の年金からお支払いいただく保険料(税)額(「仮徴収額」といいます。)は、基本的に、平成19年度の保険料(税)額の6分の1(2ヶ月分)ずつの額となります。

※ 例外的に平成19年度の保険料(税)額を用いず仮徴収額を算定する場合には、別途丁寧に説明してください。

2 これまでの保険料(税)は、毎年度○月から翌年3月までの▲回の納期で納めていただいておりましたが、年金からのお支払いは年6回となりますので、1回の年金ごとにお支払いいただく額は多くなっておりますが、昨年度から所得や国民健康保険の世帯構成が変更なければ、一年度に納めていただく額はほとんど変わりません。

※ 納期の回数に応じて、丁寧に説明してください。

※ 料率や算定方式が変更になっている場合は、別途説明してください。

問7 年金から保険料(税)をこんなに引かれると、生活ができない。どうしたらいいのか。

(答)

- 1 平成20年4月、6月、8月分の年金からお支払いいただく保険料(税)額(「仮徴収額」といいます。)は、基本的に、平成19年度の保険料(税)額の6分の1(2ヶ月分)ずつの額となります。昨年度から所得や国民健康保険の世帯構成が変更なければ、一年度に納めていただく額はほとんど変わりません。
- 2 また、世帯主の方で、長期の入院をしていて働けない方、事業の失敗や災害にあった方、または、年金額が低く、生活にお困りの方については、保険料(税)を支払えない特別の事情がある方として、保険料(税)の減免制度が適用される場合もありますので、○○課(係)の窓口にご相談ください。